

十三

初期利子

平成二十一年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において同じ。）。

額面金額の総額× $\frac{0.7}{100} \times \frac{51}{365}$

(一) 各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出しめた金額を第十八号に規定する。期日には払い込むものとす

十 十 十
八 七 六 五

払	払	元	償	償	後	第
込	場	利	還	還	の	二
期	所	金	金	期	利	期
日		支	額	限	子	以

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期における利子を支払う。[。]額面金額百円につき百円